

事業名	知的障害者援護費		
細事業名	障害者就業・生活支援センター事業費	財務コード	081411
担当部課室	福祉保健 部 障害福祉 課 地域生活支援 担当 (内線)	3219	

調書番号	42
------	----

I 事業の概要

実施期間	始期 H15 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	県(委託)((社福)八ヶ岳名水会ほか3法人)		
目的	だれ(何)を対象に 職場への定着が困難な障害者、就業経験のない障害者	その対象をどのような状態にして 就業、日常生活、社会生活上の支援を受けられる	結果、何に結びつけるのか 就業生活における自立
	<p>障害者雇用促進法第27条に基づき、県が社会福祉法人等を指定し、障害者就業・生活支援センターを設置。センターは、支援対象障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の関係機関との連絡調整など総合的な援助を行う。</p> <p>また、センターは雇用安定等事業と生活支援等事業から成っており、国が前者を実施して主に就労支援を、県が後者を実施して主に生活支援を行っている。</p>		

II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

区分	指標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
活動指標	支援対象登録者数	目標	1,000	1,200	1,400	1,600	1,800	1,800	1,800
		実績(見込)	971	1,371	1,549	1,680	1,667	1,800	
		達成率	97%	114%	111%	105%	93%	100%	
		達成区分	b	b	b	b	b	b	
成果指標		目標							
		実績(見込)							
		達成率							
		達成区分							
決算(予算) 単位:千円		27,328	26,196	24,421	24,941	24,957	25,004	25,004	

III 事業の評価(平成29年度の業績評価)

活動指標	b	評価	これまで着実に支援対象登録者数を増やし、予定を超えた活動を実施してきた。しかし、センター職員が増員されていないため、業務活動量の増加に対応できなくなっている。
成果指標	b		障害者の雇用者数は年々増加しており、就労支援から定着まで障害者の支援を幅広くかつ丁寧に行うことで、障害者が自立した生活を送れることに寄与している。

・「活動指標、成果指標の達成率」から事業の活動量、成果に係る一次評価の考え方を記載すること。  
 ・指標がない場合や指標を補足する必要がある場合には、指標によらない成果を用いて記載すること。

IV 見直しの必要性(平成31年度に向けた改善等の考え方)

県関与の必要性	判定	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性がある程度認められる <input type="checkbox"/> 必要性が低い
	説明	<input checked="" type="checkbox"/> 社会経済環境の変化により、当該事務事業が解決すべき課題が増えている、増えることが予想される <input type="checkbox"/> 事業の拡大や充実を求める意見・要望が増えている <input type="checkbox"/> 法令等により、県が実施することが義務づけられている <input checked="" type="checkbox"/> 県が実施しないと、県民生活に深刻な影響が生じる <input checked="" type="checkbox"/> 民間が実施した場合、現在のサービス水準を維持することが、収益性や技術面で困難である。 <input type="checkbox"/> その他 ( )
有効性(成果向上)	判定	<input type="checkbox"/> 大幅な成果向上が可能 <input checked="" type="checkbox"/> 成果向上が可能 <input type="checkbox"/> 成果向上はあまり望めない
	説明	障害者の就労・定着支援については、今後益々その必要性が求められるため、センターの活動により、障害者の自立生活に対して一層の寄与が見込まれる。
見直しの余地	判定	<input type="checkbox"/> 見直す余地がある <input type="checkbox"/> 見直す余地がある程度ある <input checked="" type="checkbox"/> 見直す余地がない
	説明	<input type="checkbox"/> 民間委託や指定管理者制度の活用など事業手法の見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 業務の進め方や手続き(業務プロセス)を簡略化・簡素化する余地がある <input type="checkbox"/> サービスの対象、水準、内容を見直す余地がある <input type="checkbox"/> 実施体制(事業間・組織間の連携や事務分担など)を見直す余地がある <input type="checkbox"/> 投入したコストに見合った効果が現れておらず、効果向上やコスト削減を検討する余地がある <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 障害者雇用促進法に基づく事業実施であるため )
その他	説明	
見直しの必要性	無	法律により県がセンターを設置することが求められている。また、本事業は、支援対象障害者とその職業生活における自立を図るために必要な業務を総合的に行うこととされており、関連する活動が全て事業の領域に含まれるため、見直しの余地がない。

V 見直しの方向(平成31年度当初予算等での対応状況)

現行どおり	説明	
-------	----	--

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、IV見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。